

安曇野市教育委員会 9 月定例会会議録

日 時：平成29年 9 月26日（火）午後 1 時30分

場 所：安曇野市役 3 階「会議室301」

出席者

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 唐木博夫、教育委員 須澤真広、

教育委員 横内理恵子、教育委員 二村美智子

事務局：教育部長 山田宰久、学校教育課長 鎌崎孝善、生涯学習課長 蓮井昭夫、

文化課長 那須野雅好、図書館交流課長 丸山高人、

学校給食センター長 曾根原正之

書記：学校教育課教育総務係長 平林洋一、教育総務係 岩原遼子

傍聴者：報道機関 2名

◎開 会

教育部長 定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会平成29年 9 月定例会を開会いたします。

◎教育長挨拶

教育部長 それでは、橋渡教育長からご挨拶をお願いいたします。

教育長 9月定例会にあたりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。

安曇野の各地で稲刈りも大分進みまして、秋たけなわのころとなりました。文化、芸術、スポーツ、読書等に絶好の季節を迎えております。

さて、9月の中下旬に行われました市内小学校の運動会にお招きをいただき、幾つかに参加させていただきました。春に実施した3校も含めて、ここ数年教職員の業務改善や行事の見直し等もありまして、運動会の景色が大分変わったなということを実感しております。

例えば、校庭から万国旗がなくなりました。また、入場行進といひますとトラックをぐる

っと回るようなことがありましたけれども、現在は座席から本部前までのわずかな移動、これが入場行進というような状況でございました。少し寂しくなったというような印象もあるのですが、中身を見てみますと6年生の組体操では確かに段数を重ねた大型ピラミッドというのはなくなりましたが、非常に内容が工夫してありまして運動量も十分にあつて、そして一人ひとりが精いっぱい頑張る姿が光るような、そういう演出と申しますか、ストーリー性のあるものを子どもたちとともに作り上げているということで、感動を覚えた場面も幾つもございました。

また、一部の学校ではございますけれども、来賓席に長机が通常あるのですが、それがなくて丸椅子だけを並べた状況で来賓席という学校もございました。長机を運ぶのは重い物を運ぶのでなかなか大変な作業ですけれども、そんな改善をして、また参加する側からしても来賓の方々は出入りがあつたり、いつも満席ということはないものですから一般の方もそこへ入って一緒に見ることができていい工夫だなと思ったこととございます。

今年も限られた時間、残暑や長雨といった過酷な天候の中ではありましたが、やる側も達成感のある、また見る側も感動のある、そういった運動会ができたのではないかと思います。この日々の積み重ねの中に一人ひとりの成長が必ずあるわけですので、その努力と勇気、そういったものをそれぞれの担任の先生方がたたえていただくような、そういう機会があるといいなと思いました。大変さわやかで温かさが感じられる運動会とございました。

今年も秋の全国交通安全運動が9月21日から始まりました。私も初日に安曇野市の関係諸機関、団体の皆様とともに啓発活動に参加いたしました。いろいろなのぼり旗があるのでございますけれども、そこに書かれた言葉に注目してみますと「通学路注意 スピード落とせ」、「多発注意 自転車事故」、「思いやりと気配り 高齢者の事故防止」「シートベルト 後部座席も危険」「自転車の2人乗り 無灯火 傘さし」「夕暮れ時は早めのライトを」、こういう言葉を通る運転者の皆様一人ひとりに届けたいな、そういう思いで立ちました。

教育委員会では、8月のこの会でもお話ししましたように安曇野市職員交通安全推進強化月間にあわせまして学校関係職員、児童生徒にもこの一月、無事故日数をカウントしながらその記録を一日でも長く延ばせるように一層の交通事故防止を呼びかけてまいりました。市の取り組みは今月で終わりになりますけれども、教育委員会では来月以降も継続していきたいと考えております。

このことを私のほうから各学校長へ文書で通知をするとともに、これから行われます音楽会や文化祭など大勢の方々が学校へお見えになる際に、一層の注意をしていただけるように

プログラムのところにちょっと添え書きなどをしていただけたらありがたいというお話もさせていただきました。また、時間帯によってはPTAの皆様と協力して交通整理員を要所に立っていただくなど、そんな配慮もしていただけたらということをお願いいたしました。

今後も悲しい交通事故の当事者に決してならない、させない、そんなことを願って取り組んでまいりたいと考えております。

では、本日もご審議よろしくをお願いいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されています。

本日の協議事案について、安曇野市情報公開条例第7条第5号に規定する実施機関並びに国、他の地方公共団体の内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、報告第4号 教育部 各課報告のうち学校教育課からの全国学力・学習状況調査の結果概要について、非公開とするよう発議いたします。また、条例第7条第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、報告第5号 平成29年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について、並びに報告第6号 教育長報告の以上3件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご発言はありますか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようですので、議決に移ります。

それでは、ただいま申し上げました報告事項3件について、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されました。

本日の会議において非公開とする案件は、報告第4号 教育部 各課報告のうち、学校教育課から全国学力・学習状況調査の結果概要及び報告第5号、報告第6号とします。

会議事項の順番につきましては、議案第1号、第2号及び報告第1号から第4号とし、報告第4号のうち全国学力・学習状況調査の結果概要を除き、これを公開することとします。以後、会議を非公開とし、全国学力・学習状況調査の結果概要及び報告第5号、6号を扱います。

なお、議案第1号の共催・後援依頼に係る申請書は、個人又は法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

次に、会議録についてであります。事務局から8月定例会の会議録の校正確認をお願いしてございます。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申し出をいただきますようお願いいたします。

◎議案第1号 共催・後援依頼について

教育長 それでは、協議議案に入ります。

議案第1号 共催・後援依頼についてを議題とします。

教育部長 議会の結果など教育部全般に関する案件につきましては、私のほうからご説明をさせていただきますが、各課にかかわる個別案件につきましては所管する担当課長、または担当職員から説明をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

教育長 では、議案第1号について、担当より説明をお願いします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 那須野課長をお願いします。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 議案第1号 共催・後援依頼について、委員からご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件については担当の提案のとおり異議なしということですのでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第1号は、承認されました。

◎議案第2号 安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員の委嘱について

教育長 次に、議案第2号について、担当より説明をお願いします。

生涯学習課長 「安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員の委嘱について」資料により説明。

教育長 議案第2号 安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員の委嘱について、委員からのご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件については異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第2号は、承認されました。

◎報告第1号 教育委員会委員の任命について

教育長 続いて、報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定により報告させていただくものです。

報告第1号 教育委員会委員の任命に係る議会同意について、担当より説明をお願いします。

学校教育課長 「教育委員会委員の任命について」資料を読み上げ。

教育長 報告第1号 教育委員会委員の任命に係る議会同意について、委員からのご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第1号は、了承いただきました。

◎報告第2号 平成29年安曇野市議会9月定例会の結果について

教育長 次に、平成29年安曇野市議会 9月定例会の結果について、山田部長より説明をお願いします。

教育部長 「平成29年安曇野市議会 9月定例会の結果について」資料を読み上げ。

続きまして、その下、議案第58号について、文化課長より説明をしますので、よろしくお願いいたします。

文化課長 「平成29年安曇野市議会 9月定例会の結果について」追加で資料を読み上げ。

教育部長 「平成29年安曇野市議会 9月定例会の結果について」追加で資料を読み上げ。

教育長 報告第2号 平成29年安曇野市議会 9月定例会の結果について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

唐木委員 願いいたします。

ただいま、説明がいただきました31ページの安曇野市ちくにしきものみらい基金条例にかかわってであります。千國先生から多額のご寄付をいただいて今後活用していくということに尽きると思います。来年度具体的な事業展開を図っていききたいということでもありますけれども、5,000万円というお金が非常に高額であると同時に、でも事業の展開によっては広く使われていくのかどうかということもわからないわけですが、博物館構想も十分にかかわってくるのではないかな、と。本市の例えば、博物館とかいろいろなものを見ていくと自然系に関するものはこれからいろいろと工夫したり、展開していかなくてはいけない分野かなという思いを個人としては持っております。是非、長い目の中で見ていくと同時にやはりご寄附いただいた方々のお気持ちというものもあると思いますので、子どもたちや他のものにうまく活用できているものについては、早急に考えていかなくてはいけないのではないかと考えています。また、具体化していくときにいろいろな方々のご意見をいただきながら事業化をしていってほしいな、と。

ただ、多額な寄附をいただいたのですが、個人顕彰的なことになるとなかなか難しい要素が出てくるかと思っておりますので、いろいろな方面から事業構成を立てていただきたいなというふうに希望を申し添えたいと思います。

以上です。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第2号は、了承いただきました。

◎報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告について

教育長 次に、報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告について、各担当より説明をお願いします。

学校教育課関連の後援依頼から、説明をお願いします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

文化課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告について、委員からご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては異議なしということでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第3号は、了承いただきました。

◎報告第4号 教育部 各課報告

(1) 学校教育課

教育長 続いて、報告第4号 教育部の各課報告に移ります。

学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

続きまして、学校給食センター事業は曾根原所長、お願いします。

学校給食センター長 「教育部 各課報告」について追加で資料を読み上げ。

教育長 学校教育課からの報告について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

唐木委員 お願いいたします。

海外ホームステイ事業でありますけれども、参考までにであります、男女比を教えてください。

学校教育課長 男性5人、女性9名でございます。昨年より男性が若干増えているということ
であります。

以上です。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、学校教育課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(2) 生涯学習課

教育長 続いて、生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 生涯学習課からの報告について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。
ます。

二村委員 お願いします。

たくさんの事項があったのですが、その中の一つで60ページの青少年センターの夏休み街頭巡回というのがありました。1カ所は中止ということで、8月8日は三郷、明科で行ったとありますが、この際に声をかけたという事案はありましたでしょうか。

生涯学習課長 8月7日につきましては、大変天候が悪くて警報が出た日でございますして巡回
につきましては中止となってしまいました。

8日につきましては、三郷、明科方面を巡視いたしました、基本的にいいますと今子ども
もがそういうところにあまりいないというのが実態でございます。お声がけ等をした場合
でも、それは保護者の方がおいでになったというようなことがありまして実際子どもだけで来
ている事例なかったという報告をいただいております。

以上です。

二村委員 この巡回の日程ですが、例えば夏休み中の夏まつりのときにするとか、そういうこ
との検討はなさいますでしょうか。

生涯学習課長 基本的には、夏休みに入ってから土日は保護者の方がおいでになるというこ
すので、保護者の方がいない日の夕方から夜にかけて巡回するという形で今までは日程を組
んできております。

基本的に夏まつりというと、三郷の夏まつりでよろしいでしょうか。

二村委員 いえ、豊科の。

生涯学習課長 豊科のああいうときに巡回は非常に難しいという失礼ですが、大勢の方の中でそういう特異な行動をしていることを見るのはあれだと思いますけれども、また青少年センターの委員さんの中で今ご意見がありましたので来年はそういう夏まつりといいますか、納涼祭等のときに見回るようなことがとれるかどうか、検討してみたいと思います。

二村委員 お願いします。ありがとうございました。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、生涯学習課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(3) 文化課

教育長 続いて、文化課から報告をお願いします。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 文化課からの報告について委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

唐木委員 お願いいたします。

ちょっと教えていただきたいのですが、文化課の安曇野市文書館業務検討委員会の会議事項の中でのことであります。この中に今回著作権にかかわることと、それから公文書の扱いということが検討されているわけですが、安曇野市の現行のところとか他の自治体を含めてですが、公文書の著作権とか著作者人格権、財産権というのはどんなふう処理されているのですか。

文化課長 文書館業務の中での扱いは、公文書と古文書関係が出てくるということでありまして、

古文書の場合は、個人の所有のものを集めて公開していくということでありまして、基本的に著作権とか肖像権等の問題が発生すると思います。

公文書につきましては、一応公文書を所管する条例等の法規がありますのでそれによって情報公開等がなされていくということでありまして、現用文書が終わった後の非現用文書を文書館で公開するにあたっては、ここで検討されているようにそれぞれの例規を整備しながら現用文書に準じた公開がなされるというふうな考え方でこれまで検討されてきたところであります。

唐木委員 現在の条例上からいきますと、つくられた公文書の著作権とか著作者人格権はどな

たに属しているわけですか。

文化課長 すみません、委員さんが今言っている部分というのは、72ページですか。

唐木委員 72ページ、73ページのところです。

文化課長 ここで言っている委員の意見というのは、公文書については対象としていないということでございます。あくまでも民間から収集した古文書資料という中での発言ということですので。この委員会自体は国内、県内の文書を扱う専門者の集まりでありますので委員のほうから逆に我々がいろいろ教えてもらうというケースが多いわけでありましてけれども、著作権に関する記述は古文書資料であれば著書が死後50年以上経過しているものがほとんどのため、著作権の中の財産権と言われるものは問題がないが、著作権の中の人格権についてはいろいろ課題があるよ、ということをお教えいただいたということでもあります。

従って、これに該当するものとして考えられるのは民間、例えば古民家の土蔵に入ってそこからいろいろと収集した中に、個人的なそのお家にかかわる古文書なんかもたくさんあるわけですね。一応そういったものを想定した発言というふうに思われます。

唐木委員 この委員の意見は提言書をつくっていくために意見が交わされているという立場で記録が当然残されていて、ここから安曇野市の文書館として例えば公文書についてどのような扱いにしていくか。現用の文書が適切に保管されてそれを期限がきた場合には、また違う扱いになっていくわけだと思っておりますけれども、委員からいただいたご意見をもとに基本的な、では公文書についてどこに所有権が属しているかとか、そういうようなことについては明確に一つ一つ積み重ねておく必要があるのかなという印象を持ったわけですね。

ですので、例えば73ページの2番目の委員の発言のところ追加として、「重要な公文書を残すためには現用文書が適切に管理されている必要があります。そのため、文書館が現用文書の管理について点検する権限を持つ必要があります」というご意見が加えられているわけですねけれども、これはこのまんま使われるかどうかというのはまた別問題なんですけれども、こういうご意見が出たときに、ではそれについて担当のほうでやはりここに書かれていることの内容的な意味というのは十分に吟味しておく必要があるのかなという印象を受けて、今のようない質問をさせていただきました。

ですから、現用文書が、では著作権は誰に属するのか、これは実は難しいところがありまして著作者本人に著作権が属するかどうかということと必ずしもそうでない場合も発生してくるので、そういうところは研究しておく必要があるのかなということを思いました。資料を見させてもらったことに対する意見として申し述べたいと思います。

文化課長 次回、提言書をお配りして簡単なお説明をしたいなと思っておりますが、その中に今の指摘事項も入っております。現用文書への権限を持つというのは、一例を申し上げますと松本市などは文書館は総務部局に属しております、結局文書自体の現用文書の管理は総務課で保存年限がある現用文書というのはやっているわけです。ですから、今の安曇野市の公文書の扱いは5年保存のものとか10年保存のものとか30年保存のものというふうにあるんですが、1年、2年が経つと全部総務課で一括管理するようになります。後は、ずっと総務課の所管として管理されて保存年限がきたときに廃棄されるものと歴史的公文書にするものと分けて、そして歴史的公文書にするものは文書館のほうに入っていく、こういう大まかな手順になります。

その中で、現在使っているものについては所管課、それから保存に入ったものは総務課、それから期限が切れたもので歴史的価値のあるものは文書館というような形になると、こういうこととなります。

ここで権限を持つという記述でございますけれども、我々教育委員会の教育部の立場で他の部の現用文書について、いろいろ意見を申し上げる権限を持つということはなかなか難しいことだと思います。

ただ、この権限というのは昨日の議論の中にもあったのですが、委員とすればそれだけ、ちょっと言い方は悪いのですが、口出しをして本当は残すものと残さないものは文書館の意見をよく聞いて判断しろよ、ということをお願いがために権限という表現になっているところであります。我々とすれば、役割とかある程度こちらから意見を述べて大事なものは是非文書館へということ徹底していくというところで、実際の運営にあたっての解釈になるのかなということです。

提言書ですので、理想とするところの意見を全部いただいておりますのでとてもそのとおりにできるというわけにはいきませんが、それを目指していい文書館をつくっていくという観点でご意見をいただいておりますので、また詳しくは次回ご報告申し上げたいと思います。

唐木委員 ありがとうございました。

教育長 では、文化課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(4) 図書館交流課

教育長 続いて、図書館交流課から報告をお願いします。

図書館交流課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 図書館交流課からの報告が終わりました。

委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 図書館交流課の報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

(1) 学校教育課

学校教育課長 「教育部 各課報告」について追加で資料を読み上げ。

教育長 学校教育課の追加の報告については、よろしいでしょうか。

唐木委員 お願いいたします。

市町村の特色ある教員を支援する教員配置事業に関してであります。今年、特別支援のコーディネーターとしてということ従来なかった観点からの要望かなというふうに思うわけです。この期待する取り組みのところでコーディネーターとして、子どもにとって必要な支援が時と場に応じてできるよう支援員の指導力向上とマネジメントを行うとありますが、このところをもう少し具体的にご説明いただければと思います。

学校教育課長 県のほうでもそうですし、市の加配ということで支援員の方、大勢の方をお願いしながら今取り組んでいるところでございます。ただし、やはり支援が必要な児童生徒に対しましてはそれぞれに対応が違うという中で夏休みに講習会等がございまして、そのコーディネーターといえますか、専門家の方に言わせると支援員の皆さんがその子に合ったどういいう支援をしていくか、子どもべったりではなくてやはり中心は担任の先生であるということ把握しながら陰になり日向になりというような形で、支援員がやるべきことをしっかり認識する必要があるだろうという内容の講演でございました。

そういうこともありまして、やはり支援員の皆さんがどんなときにどういうふうにしていったらいいか、そういうことも勉強しながらやっていく必要があるだろうという中でこういう方がいたらということをお願いをしたいというものでございます。

唐木委員 では、続けて要望というか、ご検討いただけたらなという意見になりますが、大変重要なところへの着目ではないかというふうに感じたわけであります。特に、支援員に対して70名近い支援員を安曇野市として単独で配置している。それが子どもたちの育ちに是非生

きてほしいなという思いを持つわけですが、必ずしもこの場でこれがいいのかなということは学校訪問を通して感じているところです。

それで、こういう形で配置していくときに学校に籍を置くわけでありませけれども、支援員の研修指導にあたるというところからある意味では指導主事に準じるような、そのくらいの活躍をしてもらってもいいのかな、と。学校に籍を置きながら、また本市全体の支援員としてご自由に貢献してもらえたらすばらしい取り組みかなということを感じるわけでありませ。是非実現に向けてご尽力いただくとともに、また活躍の場を仕事内容、任務内容になろうかと思いますが、その辺のところも十分にご理解いただいて、そして公募に応じていただいたり、またそういう気持ちを持って仕事についていただけるような、そんな仕組みを是非お考えいただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

教育長 他にはよろしいでしょうか。

須澤委員 今もご意見があった中ですが、学びを中核とした事業実践、小中連携、小学校、中学校1人ずつということですが、以前たしか堀金小中学校で小中連携を県から配置されて1年でしたか、やったと思うんですが、これはどこか学校を想定しながら是非来てくれという募集に応募するという事なんでしょうか。

教育長 想定している学校はございますけれども、応募の結果を受けまして校長会と十分協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

須澤委員 ありがとうございます。

教育長 では、報告第4号、非公開部分を除いて了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

では、ここで10分ほど休憩をとりたいと思います。

(休憩)

教育長 それでは、再開いたします。

(以後、非公開会議)

◎報告第4号 教育部 各課報告（1）学校教育課「全国学力・学習状況調査の結果概要」

◎報告第5号 平成29年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第6号 教育長報告

（以後、公開会議）

◎その他

（1）最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について

教育長 次に、その他の事項を取り扱います。

参考資料としまして、今回も教育委員会に関連する新聞記事を配付させていただきました。ご参考にしていただければと思います。

（3）その他

教育長 その他の事項に移ります。

委員の皆さん、または事務局から何かございましたらお願いします。

唐木委員 それでは、お願いいたします。

市町村教育委員会連絡協議会でありますけれども、規約が以前から改正の方向で検討されてきました。内容的には、新教育委員会体制への移行に伴うことということになります。

それで、7月12日の代議員会において規約、組織図の改正案が承認されて変更いたしました。来年度より、この規約に基づいて運営されていくということであります。それで、規約のほう、細かなところはまたご覧いただくということになりますけれども、役員であります。第5条を見ていただきますとここには会長、それから副会長、監事、理事長、副理事長という形になっていきます。

大きな変更といたしましては、最後のページになりますが、組織図を見ていただきたいわけですが、ここで市町村教委連絡協議会が従来からの機能を維持したり、それから教育委員、教育長の研修の場として機能するようというところでこういう組織図になっていくわけです。

一つは、代議員会と称するもの、従来ですと教育委員長の職にあった者が代議員として出

てきたわけですが、新しい制度への移行に伴って教育委員の中から選出して代議員会に出ていく、郡の代議員14名、それから市から出ている代議員が19名ということになります。

それから、理事会でありますけれども、これが教育長部会であったものになるわけですが、教育長の職にある者から郡代表が14名、それから市代表が19名ということで33名で組織されていくということになります。

このような形で教育委員の資質向上、それから教育長の資質向上とか連絡調整等も機能として持っているということになります。内容的には、従来に行われている中身が引き継がれていくわけですが、役員組織等変更があったということでもあります。そして、この組織図が動いていくために規約等が何カ所か変更になっておりますので、よろしく願いいたします。

それから、教育委員の連絡協議会でありますけれども、研修を主としてやっているわけですが、先般は新任教育委員の研修として二村委員に研修に参加していただくということがあります。それから、先ほど話がありましたが、10月27日には市町村教委研修総会があるわけですが、この市町村教育委員会連絡協議会の主催のもとで行われていくということになりますので、よろしく願いいたします。

なお、来年度平成30年度でありますけれども、安曇野市において今度10月27日に開催される市町村教委研修総会が行われますので、ご承知おきいただきたいなというふうに思います。また、事務局の方々にはいろいろとお願いすることが多々出てくるかというふうに考えられますが、お願いいたします。

以上、2年間にわたり規約の改正について協議をしてまいりましたが、先般決定され、このような形で運営されていきますのでよろしく願いします。

以上です。

教育長 この件については、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。委員各位には、ご協力いただきましてありがとうございました。

◎閉 会

教育部長 以上をもちまして、安曇野市教育委員会平成29年9月定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。